

独立行政法人北方領土問題対策協会の平成22年度の業務実績に関する項目別評価表

中期計画の各項目	評価項目 (22年度計画の各項目)	評価指標	評価基準				実績	自己評価	分科会評価		備考
			A	B	C	D			指標	項目	
1 業務の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置											
一般管理費(人件費及び一時経費を除く。)について、中期目標の最終年度(平成24年度)における当該経費の総額を、前中期目標の最終年度(平成19年度)に対して、7%削減する。	(1) 中期計画を踏まえ、一般管理費(人件費及び一時経費を除く。)の削減を図るため、事務処理の効率化とより一層の事務経費の節約を励行する。	一般管理費の削減の進捗状況	達成	—	—	未達成					
		削減手段と削減内容	事務処理の効率化とより一層の事務経費の節約を励行したか。								
業務経費(特殊要因に基づく経費及び一時経費を除く。)については、毎年度、前年度比1%の経費の効率化を図る。	(2) 業務経費(特殊要因に基づく経費及び一時経費を除く。)については、中期計画を踏まえた効率化を図るため、各種支援事業等における節約を引き続き推進する。	業務経費の節約状況	達成	—	—	未達成					
		節約手段と節約内容	評価項目に記載された各種支援事業における経費の節約を行ったか。								
「中期目標期間中終了時の組織・業務の見直しの結論を平成18年中に得る独立行政法人等の見直しについて」(平成18年12月24日行政改革推進本部決定)における主務大臣の見直し案(平成18年12月5日、以下「協会業務の見直し」という。)及び独立行政法人整理合理化計画(平成19年12月24日閣議決定)を踏まえ、以下の措置を講ずる。 ・簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(平成18年法律第47号)等に基づき、平成22年度末に常勤職員を1名削減するとともに、人件費改革の取組を平成23年度まで継続する。給与水準の適正性について検証し、これを維持する合理的理由がない場合には給与水準の適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。 ・平成20年度内に札幌事務所を移転することにより、一般管理費の削減を図る。	中期計画を踏まえ、以下の措置を講ずる。 ・今年度末に常勤職員を1名削減する。	常勤職員の削減	平成22年度末に常勤職員を1名削減したか。								
		給与水準の適正性について 給与水準の適正性について検証し、これを維持する合理的理由がない場合には給与水準の適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。	国家公務員との比較指数を定期的に検証し、その結果及び取組状況を公表したか。								

中期計画の各項目	評価項目 (22年度計画の各項目)	評価指標	評価基準				実績	自己評価	分科会評価		備考
			A	B	C	D			指標	項目	
<p>契約は、原則として一般競争入札等(競争入札及び企画競争入札・公募をいい、競争性のない随意契約は含まない。以下同じ。)による。「随意契約見直し計画」(平成19年12月)を着実に実施し、その取組状況を公表する。契約が一般競争入札等による場合であっても、特に企画競争、公募を行う場合には、競争性、透明性が確保される方法により実施する。監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施についてチェックを受けるものとする。</p>	<p>・契約は、原則として一般競争入札等(競争入札及び企画競争入札・公募をいい、競争性のない随意契約は含まない。)によるものとする。 一般競争入札等の実施においては、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき設置された「契約監視委員会」の議論・点検見直し結果を踏まえ、競争性のない随意契約について一般競争入札への移行等の見直しを更に徹底して行う。 なお、「1者応札・1者応募」に対しては、公告期間の十分な確保、参加資格の要件緩和などを内容とする「1者応札・1者応募にかかる改善方策」(平成21年6月)に基づいて、真に競争性が確保されるよう取り組むものとする。</p>	<p>随意契約等見直し計画(平成22年4月)の達成に向けた進捗状況</p>	<p>随意契約等見直し計画(平成22年4月)に基づき、随意契約及び一者応札・一者応募の見直しを行っているか。</p>								
		<p>契約における一般競争入札等の採用</p>	<p>契約は原則として一般競争入札等(競争入札及び企画競争入札・公募をいい、競争性のない随意契約は含まない。)で行われたか。</p>								
		<p>随意契約要件の明確な設定</p>	<p>随意契約によることのできる場合の要件を明確に定めているか。</p>								
		<p>一般競争入札における公告期間等の適切な設定</p>	<p>一般競争入札における公告期間・公告方法等について、会計規程等において明確に定めているか。また、公告期間の下限を国と同様の基準としているか。</p>								
		<p>指名競争入札限度額の適切な設定</p>	<p>指名競争入札限度額を国と同様の基準としているか。</p>								
		<p>一者応札の原因分析及び縮減に向けた取組</p>	<p>一者応札の原因を分析するとともに、縮減に向けて適切な取組を行っているか。</p>								
		<p>予定価格の作成・省略に関する規定の整備</p>	<p>予定価格の作成・省略に関して、会計規程等において明確に定めるとともに、作成を省略する場合、省略する理由や対象範囲を明確かつ具体的に定め、省略できる基準を国と同様の基準としているか。</p>								
		<p>契約方式等に関する規定の整備</p>	<p>総合評価方式や複数年契約に関する規定について、会計規程等において明確に定めているか。</p>								
		<p>公募等に関する要領・マニュアル等の整備</p>	<p>総合評価方式、企画競争及び公募を実施する場合、要領・マニュアル等を整備しているか。</p>								
		<p>審査体制の整備状況</p>	<p>審査体制は適切に整備されているか。</p>								
<p>執行・審査の適切な事務の執行とそのチェック状況</p>	<p>執行及び審査については、それぞれの役割に応じた事務を適切に実施しているか。また、当該事務の実施状況について継続的に検証を行っているか。</p>										

中期計画の各項目	評価項目 (22年度計画の各項目)	評価指標	評価基準				実績	自己評価	分科会評価		備考
			A	B	C	D			指標	項目	
		審査体制の実効性確保	審査体制の実効性を確保するために、審査担当から理事長に対し報告等を適宜行っているか。								
		監事及び会計監査人に依る監査の態様	監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施についてチェックを受けたか								
内部統制・ガバナンス強化に向けた検討を行い、その向上を図る。	・内部統制・ガバナンス強化については、監事の指導を得るとともに、財務諸表監査の枠内における会計監査人からの意見の聴取内容や、会計監査人と理事長及び監事との意見交換等の内容を部内連絡会議等の機会を捉えて職員に対し周知し、業務を遂行する上での遵守義務を確認するなど、引き続きコンプライアンスの徹底を図る。	内部統制・ガバナンス強化	コンプライアンスの推進に関する規定を整備し、その徹底を図っているか。また、財務諸表監査の枠内において、会計監査人からの意見を聴取し、必要な対応を検討したか。								
		法人の長のマネジメント等の取組	理事長がリーダーシップを発揮できる環境は整備されているか。								
			理事長は、協会のミッションを役職員に対し、具体的に周知徹底しているか。								
			理事長は、協会のミッション達成を阻害する課題(リスク)のうち、組織全体として取り組むべき重要なものについて把握し、対応しているか。								
			また、それを可能とするための仕組みを適切に構築しているか。								
			理事長は、協会の内部統制の現状を適切に把握しているか。								
			また、内部統制の充実・強化に関する課題がある場合には、当該課題に対応するための計画が適切に作成されているか。								
			理事長によるマネジメントの単位ごとのアクションプランを設定しているか。								
アクションプランの実施に係るプロセス及び結果について、適切にモニタリングを行い、その結果を次のアクションプランや予算等に反映させているか。											
監事監査において、理事長のマネジメントについて検証を行うとともに、把握した改善点等について、理事長及び関係役員に対し報告しているか。											
財務内容等の一層の透明性を確保する観点から、決算情報・セグメント情報の公表の充実を図るものとする。	引き続き、財務内容等の一層の透明性を確保する。	財務内容等の一層の透明性の確保	決算情報・セグメント情報の公表の充実を含め、財務内容等の一層の透明性の確保がなされたか。								

中期計画の各項目	評価項目 (22年度計画の各項目)	評価指標	評価基準				実績	自己評価	分科会評価		備考
			A	B	C	D			指標	項目	
	(オ) 広く国民に北方領土問題及び返還要求運動について、理解と認識を深めるため以下の事業を実施する。 (i) 標語募集 (ii) 啓発カレンダーの作成 (iii) 啓発懸垂幕の掲出	各種事業の実施状況とその効果	目的に照らし各種事業が予定通り行われたか。 事業内容は適当であり効果がみられるか。								
「北方領土を目で見る運動」の一環として、根室地域に建設された啓発施設「北方館」等の充実を図るとともに、保有資産の有効活用の観点から意見箱を設置することにより、来館者からの施設に対する要望等をきめ細かく把握し、これらの啓発施設について、保有目的に照らしてさらなる有効活用が図られるよう検討する。	(カ) 根室地域の啓発施設のうち、北方館(根室市)及び別海北方展望塔(別海町)の両施設については、これまで寄せられた施設に対する意見等も踏まえ、老朽化、陳腐化を抑えるため、22年度中に必要な改修工事を行うこととする。また、羅臼国後展望塔(羅臼町)を含めた3つの啓発施設に設置の意見箱の内容を集約し、施設の有効活用が一層図られるよう検討する。	意見箱の意見結果 (有意義とするものの割合)	80%以上	70%以上 80%未満	60%以上 70%未満	60%未満					
		啓発施設の有効利用	北方館等の啓発施設は保有目的に照らして有効に利用されたか。								
		意見の反映状況	意見の内容は整理・保存されているか。 意見箱に入れられた意見の内容を集約し、施設の一層の有効活用に向けて検討を行ったか。								
② 青少年や教育関係者に対する啓発の実施 (ア) 返還要求運動の「後継者対策」を重点的に推進するため、全国の青少年、教育関係者等に本問題への理解と関心を深めてもらうための事業を実施する。 また、協会が主催する事業については、アンケート調査を実施し、参加者の反応の状況を把握し、意見を事業に反映させるように努める。	② 青少年や教育関係者に対する啓発の実施 (ア) 返還要求運動の「後継者対策」を目的として、全国の青少年、教育関係者等に本問題への理解と関心を深めてもらうための事業を実施する。 実施にあたっては昨年度の各事業に対する意見等を踏まえ、元島民等との意見交換や北方四島の現状を把握するプログラム時間の拡充など内容の充実に努める。 ○ 北方少年交流事業(北方領土元居住者の3世等/7月) ・内閣総理大臣、内閣府特命担当大臣(沖縄及び北方対策)等関係大臣に対し、早期解決を訴える。 ・同世代の少年・少女と交流を通じた北方領土研修。 ○ 北方領土問題青少年・教育指導者研修会(対象:中学生、高校生及び中学校社会科担当教諭等/8月・根室市) ○ 北方領土ゼミナール(対象:大学生/9月・根室市) ○ 北方領土問題学生研究会(対象:大学生/原則年2回) 上記の事業の参加者に対してアンケート又は報告書を提出させ、各事業に対する意見等を集約した上で次年度事業に反映させる。	研修の内容・方法	目的に照らし各種研修が予定通り行われたか。 研修の内容や方法が適切であったか。 前年度の各事業に対する意見等を踏まえ、プログラム内容の充実に努められたか。 事業の参加者から次回以降の事業内容の改善に役立つアンケート又は報告書の提出を受けたか。								

中期計画の各項目	評価項目 (22年度計画の各項目)	評価指標	評価基準				実績	自己評価	分科会評価		備考
			A	B	C	D			指標	項目	
(イ) 学校教育における北方領土教育の充実を図る環境を整備するため、都道府県民会議の主導による「北方領土問題教育者会議」の設置と活動に対して全都道府県に引き続き働きかけるとともに、同会議での成果を教育関係者にフィードバックするよう努め、その活動状況を把握する。	(イ) 学校教育における北方領土教育の充実・強化を図ることを目的とする「北方領土問題教育者会議」の設置について未設置の県に対しては、各県の状況等を踏まえつつ、既設置の都道府県における設置経緯、規約及び活動事例等の情報提供といった働きかけ・協力を引き続き行うとともに、既設立会議については啓発資料・資料の提供、有識者・元島民等の講師派遣といった支援を行う。	「北方領土問題教育者会議」の設置・支援状況									
	また、各県の教育者会議間の連携を図るとともに、教材等の成果物の共有化を進めるため「北方領土問題教育者会議全国会議」を開催する。	教育者会議全国会議の開催	教育者会議全国会議は予定通り開催されたか。 会議の内容は有意義であったか。								
③ わかりやすい情報の提供 刊行物、パンフレット、インターネット等を活用して、北方領土問題について国民が正しく理解し、認識を深めることができるよう関連資料や最新のデータを幅広く提供する。協会のウェブサイトに関しては、特に学生や子供にも知識をわかりやすく伝えるよう工夫する。	③ わかりやすい情報の提供 北方領土問題についての国民世論の啓発を図るため、パンフレット等の啓発用資料、資料の作成等を行う。	パンフレット等の啓発用資料、資料の作成等				啓発用資料等の提供方法・内容は工夫されているか。					
	また、インターネットを活用し、積極的な情報発信に努め、協会ホームページにおいて、実施した事業の実績などのコンテンツを速やかに最新のデータに更新するとともに、引き続き教育者及び青少年向けに役に立つ情報の発信に努める。	協会ホームページの更新	協会ホームページの最新のデータへの更新は速やかに行われたか。								
		教育者及び青少年向けの情報発信	教育者及び青少年向けに北方領土問題に関する自主学習等に役立つような情報の発信が図られたか。								
(2) 北方四島との交流事業											
① 元島民や返還運動関係者等と北方四島在住ロシア人との相互交流 元島民や返還運動関係者等と北方四島在住ロシア人との間の相互交流事業を関係機関・関係団体とも連携を取りながら実施し、支援する。事業実施後、参加者から意見を聴取して、次回以降の事業内容の改善に資する。	(2) 北方四島との交流事業 以下の相互交流事業及び専門家派遣事業については、事業実施後、日本人参加者から意見を聴取して、次回以降の事業内容の改善に資する。なお、四島在住ロシア人受入事業参加者についても、関係当局と調整の上、アンケートによる意見の聴取に努める。	交流事業の実施状況				訪問事業を予定通り実施したか。 訪問事業は目的に沿って行われたか。					
		参加者からの意見の聴取				日本人参加者から、意見聴取を行い、次回以降の事業内容の改善に資すべく活用しているか。また、四島在住ロシア人受入事業参加者についても、 関係当局と調整の上、 アンケートによる意見聴取を行ったか。					

中期計画の各項目	評価項目 (22年度計画の各項目)	評価指標	評価基準				実績	自己評価	分科会評価		備考
			A	B	C	D			指標	項目	
② 専門家交流 専門家による北方四島との交流事業を関係団体とも連携を取りながら実施し、支援する。事業実施後、参加者からの意見を聴取して、次回以降の事業内容の改善に資する。特に、北方四島在住ロシア人に対して、日本語習得の機会を提供するため、日本語講師派遣事業を実施する。その際、日本語講師に対して、報告書の提出を求め、事業内容に反映させる。	② 専門家の派遣 専門家派遣として、教育専門家(中学校社会科教諭)の訪問を青少年訪問と合同で実施する。実施の際には、教育専門家訪問参加者に対しては、報告書を提出させる。また、日本語講師を3島(色丹、国後、択捉島)へ派遣する。実施にあたっては、昨年度派遣の講師からの意見聴取などを踏まえ作成するカリキュラムを実施することとする。派遣終了後には、派遣講師に活動報告書の提出をさせるとともに、派遣メンバーを招集して現地におけるより円滑かつ効率的な指導実現のため改善要望事項等を聴取するための報告会を開催するなど、今後の事業内容をより四島側の要望に沿ったカリキュラムとするよう努める。	専門家派遣の実施状況 派遣を目的に沿って予定通り実施したか。									
		教育専門家からの報告書の提出 教育専門家から次回以降の事業内容の改善に役立つ報告書の提出を受けたか。									
		日本語講師派遣のカリキュラム内容 昨年度派遣の講師からの意見聴取などを踏まえ、カリキュラムの改善を行ったか。									
		日本語講師派遣の報告書及び報告会の開催 日本語講師から報告書の提出を受け、報告会を予定通り開催したか。 今後の事業の効果的実施につながる内容の報告書であったか。 今後の事業の効果的実施につながる内容の報告会であったか。									
	③ その他 北方四島交流事業の本年度の実施結果を踏まえ、相互理解の一層の推進に向けて、特に柱となる対話集会等事業の在り方について実施関係団体等による協議を行う。	協議の実施状況 予定通り実施されたか。 次回以降の事業内容の改善に資することができるよう、協議の内容の分析・活用は適切に行われているか。									
③ 四島交流等事業に使用する後継船舶の確保 「四島交流等の実施及び後継船舶の確保に関する方針」(平成19年12月18日関係閣僚申合せ)の趣旨を踏まえ、北方四島交流事業等関係府省等推進協議会に参加する。四島交流等事業に使用する後継船舶については、平成20年度において民間企業に公募をかけて後継船舶に関する提案を受け、事業者を選定し、契約(または協定)を締結するとともに、平成24年度を目標として長期備船に係る本契約を締結する。	(3)四島交流等事業に使用する後継船舶の確保 「四島交流等の実施及び後継船舶の確保に関する方針」(平成19年12月18日関係閣僚申合せ)及び北方四島交流事業等関係府省等推進協議会の方針に基づき、平成24年度供用に向けて後継船舶の調達に関する業務を進め、今年度においては、落札した事業者及び造船会社において、基本設計に基づく水槽試験や詳細設計並びに搭載する機器のメーカー決定など建造工事の起工に向けての各種準備作業が実施されることとなるので、これら一連の準備作業が計画とおり実施されているかを「四島交流等事業使用船舶調達に関する業務進行監理等検討会議」の意見等を踏まえ、必要に応じ事業者に対する適切な指導を行う。	後継船舶の確保に向けた手続 後継船舶に関する業務の進捗状況。									

中期計画の各項目	評価項目 (22年度計画の各項目)	評価指標	評価基準				実績	自己評価	分科会評価		備考
			A	B	C	D			指標	項目	
(3)北方領土問題等に関する調査研究											
<p>北方領土問題を巡る環境の変化、返還要求運動の当面の課題等を踏まえて、具体的なテーマを選定し、調査研究を行い、これらを返還運動関係者の活動の参考に供するとともに、国民に対して分かりやすく情報提供を行うこととし、ホームページ等を通じて積極的に公表する。</p> <p>その際、事後における実施効果の検証結果及び内閣府独立行政法人評価委員会による評価に基づき、成果の低い事業や必要性の低下した事業については積極的に見直し改廃を図る。</p> <p>なお、協会業務の見直しを踏まえ、恒常的な研究会は廃止し、毎年度開催してきた国際シンポジウムについては、必要に応じ開催することとする。</p>	<p>(4)北方領土問題等に関する調査研究 北方領土問題を巡る環境の変化、返還要求運動の当面の課題等をテーマとした調査研究を行う。選定したテーマについては、レポート等を作成し、ホームページ等を通じて公表することとする。</p> <p>また、有識者の意見等を収集し、運動関係者に提供し、効果的に活用する。</p>	調査研究の実施	<p>適切なテーマを選定し、調査研究を行うとともに、レポート等を作成し、ホームページ等を通じて公表したか。</p> <p>有識者の意見等の収集と、効果的な活用はなされたか。</p>								
(4)元島民等の援護											
<p>① 元島民等が行う返還要求運動及び資料収集等の活動に対する支援 (ア) 元島民等が行う研修活動や署名活動を支援する。</p>	<p>(5)元島民等に対する必要な援護等に関する事項 ① 元島民等が行う返還要求運動及び資料収集等の活動に対する支援 (ア) 元島民等が全国の北方領土返還要求運動に果たす役割の重要性について、より理解を深めるとともに、元島民等の相互の連帯を一層強化するため「北方地域元居住者研修・交流会」を開催する。 また、元島民等の団体が行う返還要求運動等に対して支援を行う。</p>	<p>「北方地域元居住者研修・交流会」の開催状況及び効果</p> <p>元島民等の団体が行う返還要求運動等に対する支援状況</p>	<p>「北方地域元居住者研修・交流会」を予定通り開催したか。に対し適切な支援を行い、また、望ましい効果が得られたか。</p> <p>元島民等の団体が行う返還要求運動等に対して、適切な支援を行ったか。</p>								
<p>(イ) 戦前における北方四島の生活実態、引揚げの状況等に関する資料・証言の収集及び保存活動を支援する。</p>	<p>(イ) 元島民等により構成される団体がこれまで収集保存してきた元島民等の戦前の貴重な北方領土関連資料の散逸、劣化・損傷を防ぎながら、広く国民に公開し北方領土問題の理解を深める機会の提供を行うため、資料のデジタル化・情報発信を行う「北方領土関連資料情報発信事業」に対し支援を行う。</p>	「北方領土関連資料情報発信事業」に対する支援状況	「北方領土関連資料情報発信事業」に対して、適切な支援を行ったか。								
<p>② 自由訪問に対する支援 元島民等により構成される団体が行う北方四島へのいわゆる自由訪問を支援するとともに、訪問する元島民等に対し事前研修を実施する。</p>	<p>② 自由訪問に対する支援 元島民等により構成された団体が行う北方四島へのいわゆる自由訪問を支援するとともに、訪問する元島民等に対し事前研修を行う。</p> <p>その際、実施した事業の実績を整理した報告書を提出させる。</p>	<p>自由訪問の実施状況</p> <p>報告書の内容</p>	<p>自由訪問を予定通り実施したか。</p> <p>今後の事業に資する報告書の提出を受けたか。</p>								

中期計画の各項目	評価項目 (22年度計画の各項目)	評価指標	評価基準				実績	自己評価	分科会 評価 指標 項目	備考
			A	B	C	D				
(5) 北方地域旧漁業権者等に対する融資事業										
<p>「北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律」(昭和三十六年法律第百六十二号)の趣旨を踏まえつつ、北方地域旧漁業権者等に対する融資事業を効果的・効率的に実施できるよう、以下のように努める。</p> <p>① 融資制度の周知 融資の内容及び手続き等並びに平成20年4月1日より一部変更となる元居住者の要件及び新たに導入された死後承継制度の周知を図るため、対象者が多く居住する地区で融資説明・相談会を開催するとともに、機関紙等を活用した広報を実施する。</p> <p>② 関係金融機関との連携強化 制度利用の円滑化を図るため、関係金融機関(転貸・委託貸に関わる金融機関をいう。)との連携を一層強化する。</p> <p>③ リスク管理債権の適正な管理 電話や文書による督促、面談・実態調査、法的手段等の措置を適時的確に講ずることにより、債権の回収に努めるとともに、生活資金、更正資金、修学資金、住宅改良資金については、リスク債権の一層の低減化を図るため、平成19年度から実施している債権回収の強化措置及び貸付条件の厳格化の措置を維持する。</p> <p>また、業務実施にあたっては、協会業務の見直しを踏まえ、以下の措置を講ずる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成20年度当初から法人資金の貸付を停止すること。 ・住宅新築資金の在り方については、主務官庁の方針が決定された後、一定の周知期間を置いた上で、当該方針に従い、その措置を講ずること。 ・主務官庁において行う、すべての貸付資金についての必要性等の再検証及び国からの利子補給金抑制策についての検討結果を受け、上記の措置を含め必要な措置を講ずること。 	<p>(6) 北方地域旧漁業権者等に対する融資事業</p> <p>① 融資制度の周知 融資対象者が多く居住する道内及び富山県の10地区で、融資説明・相談会を開催するとともに、協会のホームページ、広報紙「札幌だより」や元島民等により構成される団体の会報等を活用し、以下について周知の徹底を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・融資内容及び手続きの方法について ・元居住者の居住要件の緩和について ・生前承継及び同制度を補完する死後承継について <p>また、死後承継ができる可能性の高い二世世帯に対しては別途ダイレクトメールを送り、承継手続きを促す。</p>	<p>説明・相談会の実施状況</p> <p>予定通り開催され、昨年度の実績と比して十分な人数が参加したか。</p>								
	<p>融資制度の周知</p> <ul style="list-style-type: none"> ・融資内容及び手続きの方法について ・元居住者の居住要件の緩和について ・生前承継及び同制度を補完する死後承継について <p>また、死後承継ができる可能性の高い二世世帯に対しては別途ダイレクトメールを送り、承継手続きを促す。</p>	<p>融資制度の周知</p> <p>周知すべき事項につき、効果的な方法で広報がなされ、周知の徹底が図られたか。</p>								
	<p>関係金融機関との連携状況</p> <p>連携により制度利用の円滑化は進んでいるか。</p>	<p>関係金融機関との連携強化 制度利用の円滑化を図るため以下の会議を開催し、関係金融機関との連携を一層強化する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 漁業協同組合担当者会議(4月 札幌) ○ 関係機関実務担当者会議(4月 札幌) 	<p>会議の開催及び内容</p> <p>会議は予定通り行われたか。</p> <p>会議の内容・方法は適切か。</p>							
	<p>審査・採択の在り方</p> <p>借入者の返済能力、資金効果等を勘案しつつ、審査を行っているか。</p>	<p>③ リスク管理債権の適正な管理 電話や文書による督促、面談・実態調査、法的手段等の措置を的確に講ずることにより、債権の回収に努める。また、更生、生活、修学、住宅改良の各資金については、平成19年度から実施している債権回収の強化措置及び貸付条件の厳格化の措置を維持するとともに、昨年度から導入した個人情報システムを活用し、より正確な情報把握に努める等、リスク管理債権を以下のとおり適正に管理する。</p> <p>(7) 貸付残高に占めるリスク管理債権額の割合(リスク管理債権比率)を全国預金取扱金融機関の20年度末平均比率2.96%以下に抑制する。</p> <p>(4) 更生・生活資金については、前中期計画期間中のリスク管理債権平均残高の90%以下に抑制する。</p> <p>(ウ) 修学資金については、新規及び更新契約時に成人に達した修学者と連帯債務契約を締結(対象者の80%を達成目標とする)し、債権保全を強化する。</p> <p>(イ) 住宅改良資金については、前中期計画期間中のリスク管理債権平均残高の90%以下に抑制する。</p>	<p>信用リスクの管理</p> <p>信用リスクの管理が的確に行われているか。</p> <p>時効で消滅した債権はないか。</p> <p>破綻先債権の管理は適切か。</p>							
	<p>リスク管理債権額の状況 左記項目(ア)について</p>	<p>リスク管理債権額の状況 左記項目(ア)について</p>	<p>リスク管理債権額の割合(リスク管理債権比率)が全国預金取扱金融機関の20年度末平均比率2.96%以下に抑制されているか。(経済全般の状況も勘案して評価する)。</p> <p>最近数年間の協会のリスク管理債権比率の推移を踏まえ、抑制に向けた対策が適切にとられているか。</p>							
	<p>更生・生活資金のリスク管理債権額の状況 左記項目(イ)について</p>	<p>更生・生活資金のリスク管理債権額の状況 左記項目(イ)について</p>	<p>90%以下</p> <p>90%超 95%以下</p> <p>95%超 100%以下</p> <p>100%超</p>							
	<p>修学資金の債権保全状況 左記項目(ウ)について</p>	<p>修学資金の債権保全状況 左記項目(ウ)について</p>	<p>連帯債務契約の締結が達成目標通りの水準になるなど、債権保全の強化がなされたか。</p>							
	<p>住宅改良資金のリスク管理債権額の状況 左記項目(エ)について</p>	<p>住宅改良資金のリスク管理債権額の状況 左記項目(エ)について</p>	<p>90%以下</p> <p>90%超 95%以下</p> <p>95%超 100%以下</p> <p>100%超</p>							

中期計画の各項目	評価項目 (22年度計画の各項目)	評価指標	評価基準				実績	自己評価	分科会評価		備考
			A	B	C	D			指標	項目	
	また、個人情報の適切な管理がより一層求められることから、個人情報の取扱に関する通信講座を複数名の職員に受講させることにより、個人情報に関する理解を深めさせる。 ④ 融資業務研修会の開催 元島民等により構成される団体の支部長、推進員等を対象に、融資制度の内容や管理回収状況及び法改正について、正確な情報を提供し理解を深めてもらうため融資業務研修会を開催する。 ⑤ 資金需要調査の実施 多様な資金需要の的確な把握及びその結果を踏まえた的確な貸付計画の策定に向けた検討を行う。	個人情報の取扱に関する通信講座の受講	個人情報の取扱に関する通信講座を複数名の職員に受講させたか。								
		融資業務研修会実施状況	計画どおり研修会を実施したか。 参加者の理解は進んだか。								
		多様な資金需要の的確な把握及びその結果を踏まえた的確な貸付計画の策定	多様な資金需要の的確な把握及びその結果を踏まえた的確な貸付計画の策定に向けた検討を行ったか。								
3. 予算(人件費の見積もりを含む。)、収支計画及び資金計画											
別紙	別紙	予算の執行状況	予算、収支計画、資金計画どおりに事業が執行されているか。執行状況と残高内容、当期損益と欠損状況は適正か。								
		財務情報の分析	一般管理費比率、人件費比率等を明らかにしているか。								
		流動資産の管理・運用	資金運用計画等は策定されているか。 適切に資金は管理されているか。								
4. 短期借入金の限度額											
【一般業務勘定】 運営費交付金の出入に時間差が生じた場合、不測な事態が生じた場合等に充てるため、短期借入金を借り入れできることとし、その限度額を5千万円とする。	【一般業務勘定】 運営費交付金の出入に時間差が生じた場合、不測な事態が生じた場合等に充てるため、短期借入金を借り入れできることとし、その限度額を5千万円とする。	短期借入金の使途	借入を行うこととした理由、その使途は適正か。								
		短期借入金の金額	借入を行った金額は適正か。								
【貸付業務勘定】 貸付に必要な資金に充てるため、短期借入金を借り入れできることとし、その限度額を14億円とする。	【貸付業務勘定】 貸付に必要な資金に充てるため、短期借入金を借り入れできることとし、その限度額を14億円とする。	短期借入金の使途	借入を行うこととした理由、その使途は適正か。								
		短期借入金の金額	借入を行った金額は適正か。								
5. 重要な財産の処分等に関する計画											
低利な資金調達を可能にするため、長期借入金の借入先金融機関に対し、基金資産10億円を担保に供するものとする。	低利な資金調達を可能にするため、長期借入金の借入先金融機関に対し、基金資産10億円を担保に供するものとする。	担保の差し入れ先	担保の差し入れ先の選定は妥当か。								
		担保の提供方法	担保の提供方法は妥当か。 低利な資金調達が可能となっているか。								
6. 剰余金の使途											
剰余金は、職員の研修機会の充実、わかりやすい情報提供の充実等に充てる。	剰余金は、職員の研修機会の充実、わかりやすい情報提供の充実等に充てる。	剰余金の使途	剰余金の使途は適正か。								

中期計画の各項目	評価項目 (22年度計画の各項目)	評価指標	評価基準				実績	自己評価	分科会評価		備考
			A	B	C	D			指標	項目	
7. その他主務省令で定める業務運営に関する事項											
(1) 施設及び設備に関する計画											
下記の北方領土啓発施設について必要な改修を行う。 表(略)	下記の北方領土啓発施設について必要な改修を行う。 表(略)	北方領土啓発施設の整備状況	北方領土啓発施設の改修等を計画通り実施したかの進捗状況。								
(2) 人事に関する計画											
① 方針 職員の適性を的確に把握し、適性に 応じた人員配置を行う。 業務上必要な研修に積極的に参加させ、 職員の能力開発を図るなど、業務上必要な知識・技術の向上を目指す。 ② 人員に係る指標 期末の常勤職員数は、期首より1名削減するものとする。 (参考1) 1) 期首の常勤職員数 18人 2) 期末の常勤職員数 17人 (参考2) 中期計画期間中の人件費総額 中期目標期間中の人件費総額見込み 【法人単位】990百万円(非常勤役員報酬を除く)	今年度末に常勤職員を1名削減する。 職員の適性を的確に把握し、適材適所の人員配置に努める。 業務上必要な研修に積極的に参加させ、 職員の能力開発を図るなど、業務上必要な知識・技術の向上を目指す。	職員の適性に 応じた人員配置	職員の適性に 応じた人員配置がなされたか。								
		職員の各種研修会への派遣	職員を各種研修会へ派遣したか。								